

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	秋田県歯科医療専門学校
設置者名	一般社団法人秋田県歯科医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	歯科衛生士科	夜・通信	37単位	9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://college.akita-da.or.jp/information/>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	秋田県歯科医療専門学校
設置者名	一般社団法人秋田県歯科医師会

### 1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	教育課程編成委員会
役割	<p>授業科目の開設や各科目の授業内容や方法の改善・工夫等を行うことで、本校教育の質を保証し、内容の充実や向上を図ることを目的として、教育課程の実施に係る協議を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議事項 教育課程の改編、各科目の授業内容や方法の改善・工夫等</li> <li>・ 構成員の定数 7名～10名以内</li> <li>・ 構成員の専任 理事会の議を経て専任</li> </ul> <p>委員会の協議内容等については、本校教育運営委員会の議を経て、秋田県歯科医師会（以下「本会」とする。）理事会に報告する。</p> <p>2 同様に、本校学校運営審議会に報告し、学校運営の改善に資するものとする。</p>

### 2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
歯科医院 院長	令和5年7月1日～ 令和7年6月30日	歯科診療の実務等に優れた知見を有する歯科診療施設長
一般社団法人 秋田県歯科衛生士会 役員	令和5年7月1日～ 令和7年6月30日	歯科医療界の動向や地域歯科医療の振興に知見を有する職能団体代表
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	秋田県歯科医療専門学校
設置者名	一般社団法人 秋田県歯科医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>授業計画(シラバス)の作成は、各教科担当講師に学校より指定の様式(項目)を提示し、見本に作成時の注意点などを示して10月に依頼し、1月中旬までに作成してもらっている。3月中旬に開催される講師協議会で全講師に当該学年の全教科分を配布して関連科目の進行状況などの把握に活用いただき、学校ホームページ上には3月末に公表している。学生には新年度初日に当該学年分配布している。</p>	
<p>授業計画書の公表方法</p>	<p>第1学年 シラバス 第2学年 シラバス 第3学年 シラバス <a href="https://college.akita-da.or.jp/information/">https://college.akita-da.or.jp/information/</a></p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>成績考査 学則第6章 第19条より 成績は、原則として学科試験及び実技試験並びに日常の学習活動(定期考査以外の考査、レポートの提出、課題、ノート、受講態度等)を総合的に考査し、各科目100点を満点とし、60点以上を合格とする。</p>	

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)  前・後期の2期制で各期末に各学年において定期試験を実施。(1、2年生9月末、1年生2月上旬、2年生2月下旬、3年生は、11月の卒業試験のみ)  それぞれ100点満点で評価し、各期に学生には各教科の取得点数、総合平均点と総合平均点を基にした席次と出席状況を成績表として送付している。  各学年末には、各期の他に年間の総合平均点と総合平均点を基にした席次も成績表に記載して送付している。</p>	
客観的な指標の 算出方法の公表方法	<a href="https://college.akita-da.or.jp/information/">https://college.akita-da.or.jp/information/</a>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)  歯科医療の従事者として必要な知識及び技能を身に付け、地域社会に貢献できる者に卒業を認定する  進級及び卒業 学則第6章 第23条より  ただし、次のいずれかに該当する場合は、学校運営審議会の議を経て卒業を認めない。  (1) 出席すべき日数の3分の1以上欠席した者。  (2) 未修得単位の科目を有する者。ただし、選択必修分野の科目においては、この限りではない。</p>	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	学生便覧並びにホームページ上に掲載 <a href="https://college.akita-da.or.jp/information/">https://college.akita-da.or.jp/information/</a>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	秋田県歯科医療専門学校
設置者名	一般社団法人秋田県歯科医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://college.akita-da.or.jp/information/
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	https://college.akita-da.or.jp/information/
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程	歯科衛生士科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	131 / 単位	96 / 単位	15 / 単位	20 / 単位	0 / 単位	0 / 単位
			単位時間 / 131 単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
150人		113人	0人	7人	97人	104人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 授業計画（シラバス）の作成は、各教科担当講師に学校より指定の様式（項目）を提示し、見本に作成時の注意点などを示して10月に依頼し、1月中旬までに作成してもらっている。3月中旬に開催される講師協議会で全講師に当該学年の全教科分を配布して関連科目の進行状況などの把握に活用いただき、学校ホームページ上には3月末に公表している。学生には新年度初日に当該学年配布している。
成績評価の基準・方法
（概要） 前・後期の2期制で各期末に各学年において定期試験を実施。（1、2年生9月末、1年生2月上旬、2年生2月下旬、3年生は、11月の卒業試験のみ） それぞれ100点満点で評価し、各期に学生には各教科の取得点数、総合平均点と総合平均点を基にした席次と出席状況を成績表として送付している。 各学年末には、各期の他に年間の総合平均点と総合平均点を基にした席次も成績表に記載して送付している。
卒業・進級の認定基準
（概要） 歯科医療の従事者として必要な知識及び技能を身に付け、地域社会に貢献できる者に卒業を認定する 進級及び卒業 学則第6章 第23条より

<p>学修支援等</p> <p>(概要)</p> <p>担任制をとっており学生と定期的に面談を実施している。</p> <p>定期試験においては、追試験、再試験を実施、校長が特に必要と認めた場合には特別試験も実施している。</p> <p>実技に関して、到達度が著しく低い学生には教員が個別指導を実施している。</p>
---

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
38人 (100%)	1人 (2.7%)	34人 (89.5%)	3人 (7.8%)
(主な就職、業界等) 歯科診療所			
(就職指導内容) 求人票の見方、健康保険・雇用保険説明、履歴書の書き方			
(主な学修成果(資格・検定等)) 歯科衛生士国家試験受験資格、介護職員初任者研修修了の認定			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
125人	4人	3.2%
(中途退学の主な理由) ・進路変更のため ・一身上の都合のため等		
(中退防止・中退者支援のための取組) ・担任との面談等		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
歯科衛生士	250,000 円	400,000 円	200,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
<a href="https://college.akita-da.or.jp/information/">https://college.akita-da.or.jp/information/</a>		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
主な評価項目 ・学校運営、教育活動、学修成果、教育環境、財務、法令当の遵守 委員会の構成 ・関連業界当関係者2名、卒業生代表1名、歯科医師会役員2名 活用方法 ・自己評価を学校関係者評価委員会に報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営の改善に活用する。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
一般社団法人秋田県歯科技工士会	令和5年7月1日～ 令和7年6月30日	関連業界等関係者
一般社団法人秋田県歯科衛生士会	”	関連業界等関係者
秋田県歯科医療専門学校同窓会	”	卒業生を代表する者
秋田県歯科医師会役員2名	”	学校運営に知見を有する者
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
<a href="https://college.akita-da.or.jp/information/">https://college.akita-da.or.jp/information/</a>		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)
<a href="https://college.akita-da.or.jp/information/">https://college.akita-da.or.jp/information/</a>

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H105320100142
学校名 (〇〇大学 等)	秋田県歯科医療専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	一般社団法人秋田県歯科医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者 (家計急変による者を除く)		20人	17人	20人
内訳	第Ⅰ区分	—	—	
	第Ⅱ区分	—	—	
	第Ⅲ区分	—	—	
	第Ⅳ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者 (年間)				0人
合計 (年間)				20人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数



	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が標準単位数の5割以下)	0人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等 短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。